事例No.	771
公表年度	H30
団体の属性	一般市
団体名	栃木県足利市

事例区分	公営企業

タグ	・市場事業 ・組織改革 ・公共施設活用

事例種類	民営化・民間譲渡

事例内容・タイトル

足利市公設地方卸売市場の民営化

出典

地方公営企業の抜本的な改革等に係る先進・優良事例集

市場:事例3

○ 事例名等

事例名	足利市公設地方卸売市場の民営化
団体名	栃木県足利市
事業名(事業区分)	市場事業
法適用区分	非適用

○団体及び事業の概要

行政区域内人口(人)	150,408	行政区域内面積(㎢)	177.76
事業開始年月日	昭和52年2月14日	市場種別	地方卸売市場
敷地面積(㎡)	52,462.96	延床面積(㎡)	19,492.80
年間売上高(百万円)	4,687	職員数(人)	4

※上記表中の「行政区域内人口」は、平成30年1月1日時点。「行政区域内面積」は、平成29年10月1日時点。それ以外の計数は、H30年3月末時点。

1. 取組の背景、検討を開始した契機・導入過程

(1)取組の背景

当市場は、市民生活の源となる生鮮食料品等の安定供給を担い、市内の民営市場等を統合し昭和52年2月に開設。しかしながら、流通形態の多様化により、場外取引等市場の環境は大きく変化しており、このような環境に素早く対応できる管理・運営が必要となったことに加え、市場用地の賃借料の軽減が求められていた。

(2)検討を開始した契機・導入過程

平成23年7月	第6次足利市行政改革大綱実施計画に基づく取り決め事項とする。
平成26年12月	市場事業者から民営化に対する要望書の提出により民営化移行で共通認識された。
平成27年1月	民営化に向けて市場事業者等と協議を開始
平成29年3月	民営化に関する合意事項確認書を締結
平成29年12月	民営化に係る議案可決 営業の譲受けの認可 民営化事業に係る協定書締結
平成30年1月	民営化移行

2．取組の具体的内容とねらい、効果

(1)取組の具体的内容とねらい
①土地の所有者を開設者として承継した。(公設以前は民営市場の開設者であった。)
②土地の賃貸借契約を解除し、市場内施設を無償譲渡した。
③新施設建設に伴う、施設解体費等に補助金を交付した。
④一部施設(関連店舗)を場外に設置し、一般客の利用を可能とした。
⑤市場の用地を適正かつ必要な面積に縮小し、残りの用地に商業施設を誘致することで、市場の経営安定と誘客の相乗効果を図る。

(2)効果
①元市場開設者に承継したことによりスムーズな移行ができた。
②土地の賃貸借契約を解除したことにより、財政負担がなくなった。
・市場事業特別会計内で土地の賃借料を一年間で約75,000千円支出しており、特別会計で不足する分を一般会計から約30,000千円を繰り出していた。民営化により、これらの財政負担がなくなった。
③施設の建て替えに伴い、修繕等経費の縮減が見込まれる。
・主な修繕は施設の老朽化によるものである。民営化移行後には施設建替えが計画されており、修繕費は必要最小限に留めてきたたものの過去5年平均で年約2,700千円を支出していた。また、それ以前は、年間10,000千円を超える修繕を行ってきており、多大な負担が発生していた。
・共用施設の建設費を含む解体費等に係る補助金を3年間で16億円を限度として交付するが、施設の建替え費用は、原則として開設者が負担。
・公設市場として継続した場合、建替えに伴う施設解体費や新施設の建設費、事業運営費等で今回の補助金額を大きく上回ることが見込まれた。
④卸売市場と商業施設の組み合わせにより、幅広い客層が見込まれる。

3．他の自治体の参考となる点、今後の課題等

(1)他の自治体の参考となると考えられる点
①市が補助金(施設解体費等)を交付することにより、スムーズに民営化へ移行できた。
②市場用地や施設を開設会社へ貸与することもなく、補助金交付後は、財政的な支援もなくなり完全な民営化と言える。

(2)今後の課題等
①卸売市場法の改正により、市場の流通が大きく変わる可能性がある。
②生産者をはじめ小売店等も高齢化、後継者不足が深刻であり、市場の取引高の減少が続く。
③今後の市場は、荷の販売に力を入れるのではなく、集荷力を高められるかが課題である。

〇問合せ先

担当課	足利市産業観光部農政課		
TEL	0284-20-2160	MAIL	nousei@city.ashikaga.lg.jp